「たんぎん教育資金贈与専用口座」の取扱開始について

株式会社 但馬銀行(頭取 倉橋 基)は、平成25年11月11日(月)から下記のとおり「たんぎん教育資金贈与専用口座」の取扱いを開始いたしますのでお知らせします。

記

一、商品名

たんぎん教育資金贈与専用口座

二、取扱期間

平成25年11月11日(月)~平成27年12月30日(水)

三、商品内容

本商品は、平成25年度税制改正「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応するものであり、大切なご家族の未来を応援するため、お孫さま等へ教育資金の贈与を行う際にご活用いただける専用口座です。

※詳しい内容および制度の概要等については添付のチラシにてご確認ください。

※「教育資金贈与専用口座」の商品概要についてはこちらをご覧ください。

以 上

本件に関するお問い合わせ 但馬銀行 ダイレクト営業センター 0120-164-230

受付時間/平日 9:00~19:00 (ただし、銀行休業日を除く)

たんぎん

教育資金贈与專用口座

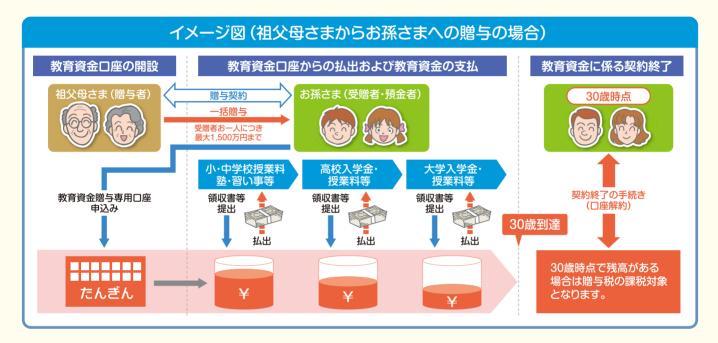


(平成25年10月25日作成)

非課税となる制度です。

「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」制度のポイント

- 1 お孫さま等(受贈者)が30歳になるまでの教育資金が対象です。
 ※お孫さま等が30歳に達した時点で、残額には贈与税が課税されます。
- 対象となるのは、平成27年12月31日までの贈与です。
- **3** お孫さま等 (受贈者) お一人あたり1.500万円 (学校等以外の費用は500万円) まで非課税となります。
- 4 贈与を受けた資金は、銀行へのお預け入れ等が必要です。
- 5 払い出しには、教育資金に充当したことがわかる領収書等の提出が必要です。
- 6 お取り扱いは、お孫さま等(受贈者)お一人につき、1金融機関(1店舗)に限ります。



教育資金の範囲

非課税措置の対象となる教育資金の範囲は以下のとおりとなります。

学校等に対して直接支払われる金銭 (上限1,500万円)

- ・幼稚園、小学校、中学校、高校、大学(院)、専修学校
- ・保育所、認定こども園
- ・外国の教育施設(学校教育制度に基づくもの)
- ・海外の日本人学校 等

学校等以外の者に対して直接支払われる金銭で 社会通念上相当と認められるもの(うち上限500万円)

学習塾、スポーツ教室、文化芸術にかかる教室等

対象となる費用

______ (※領収書等が発行されることが必須<u>となります。)</u>

●学校等の場合

- ・入学金、入園料
- ·授業料、保育料、施設設備費
- ·入学試験料
- ·学用品代
- ·修学旅行費
- ·学校給食費等

●学校等以外の場合

・月謝 等

※詳しくは店頭にてご照会いただくか、または文部科学省のホームページにも掲載されていますのでご参照ください。

[◎]なお、現在でも扶養義務者から被扶養者への「学資や教材費、文具費などの教育費であって、通常必要と認められる」範囲内で都度贈与を行う場合は非課税 とされています。

「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」 Q&A

(2) 「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」とはどのような内容ですか?

A 祖父母さま等が、金融機関を通じてお孫さま等へ教育資金を一括贈与した際に、 1,500万円を限度として贈与税が非課税となる制度です。

② 誰でもこの制度の適用を受けられますか?

A 直系尊属 (曾祖父母・祖父母・父母) から30歳未満のお子さま、お孫さま、ひ孫さま等への贈与であれば適用になります。

② 父方、母方の両方の祖父母等から贈与を受けることは可能ですか?

A お孫さま1人当たり1,500万円の限度額内であれば、複数の方(ただし、直系尊属に限る)から贈与を受けることは可能です。(ただし、お孫さま等が複数の方から贈与を受け、合計額が1,500万円を超えた場合、超過分は課税対象となります)

② 孫等が何人いても、合計1,500万円までが贈与税非課税の限度額ですか?

A お孫さま等(受贈者)1人当たり1,500万円が非課税限度額ですので、例えば、お孫さまが3人いれば、合計で最大4,500万円まで非課税で贈与することが可能です。

教育資金贈与専用口座に預け入れる以前に支払った教育資金についても、 「教育資金の非課税措置」の対象となりますか?

A お預け入れ後に支払った教育資金のみが対象となります。

② 学校等以外の者に支払われる金額は500万円までということですが、これは1,500万円までの非課税枠に500万円を加えて、2,000万円まで非課税となるということですか?

A 非課税限度額の総額は1,500万円であり、2,000万円までが非課税の対象となるわけではありません。 1,500万円の枠の中で、学校等以外の者 (学習塾や習い事等の月謝) に支払われる金額については、 500万円を上限に教育費に含めていただく事ができます。

(2) お手続き時(お預け入れ時、お支払い時)に留意すべきことはありますか?

A お預け入れ時には、お孫さま等(受贈者)より非課税申告書を当行に提出いただく必要がございます。 お支払い時には、教育資金に充当したことが分かる領収書等を当行にご提出いただく必要がございます。 す。なお、非課税申告書はお一人さま1金融機関1店舗のみのお取り扱いとなります。

(2) 祖父母等が途中で払い出すことはできますか?

A この制度を利用して預け入れた資金は、お孫さま等へ贈与された資金となりますので、祖父母さま等 (贈与者)は途中で払い出すことはできません。

② 教育資金として使われず残った資金については課税されますか?

お孫さま等が30歳になった日に贈与があったものとみなして贈与税が課税されます。

たんぎん教育資金贈与専用口座概要

概 要		
ご利用いただける方	直系尊属である祖父母さま等から、教育資金の贈与を受けられた30歳未満の個人のお客さま	
預 金 種 類	普通預金 (教育資金贈与税非課税措置に関する特約を別途締結していただきます。)	
口座開設方法	口座を開設される店舗窓口でのお申し込みとなります。	
お預け入れ金額	100万円以上1,500万円以下(利息はお預け入れ限度額に含みません)	
お預け入れ期限	平成27年12月30日まで	
お預け入れ方法	□座開設店の窓□にてお取り扱いいたします。 ※お預け入れ対象資金は、贈与契約締結後2か月以内で、非課税措置の適用を受ける目的の 教育資金に限定させていただきます。	
お引き出し方法	口座開設店の窓口にてお引き出しいただけます。(口座開設店以外でのお引き出しはできません。) お引き出しの際は、教育資金に使われたことが分かる領収書等(原本)を窓口にご提出いただきます。 ※支払年月日から1年を経過した領収書等は教育資金非課税制度の対象外となりますので、ご注意ください。	
利 息	普通預金利息	
手 数 料	無料	
本口座の解約について	次のいずれか早い日に教育資金管理特約は終了します。その場合、本口座は解約となります。 ※通常の普通預金口座として引き続きご利用いただくことはできません。 1. 預金者(お孫さま等)が30歳になられた日 2. 預金者(お孫さま等)が亡くなられた日 3. 残高が0円となり、預金者(お孫さま等)と当行との間で契約終了の合意があった日	
そ の 他	 ・キャッシュカードの発行はいたしません。 ・お給料・年金・配当金などの自動受け取り、各種公共料金やクレジット・ローンの返済金などの自動支払いの口座としてはご利用いただけません。 ・預入形式は、普通預金通帳のみとなります。 ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・お一人さまにつき1口座のみの開設となります。 また、当行で本口座を開設した場合、他の金融機関等で同様の口座を開設することはできません。 ・店頭および当行ホームページに「教育資金贈与専用口座」の説明書をご用意しております。 	

口座開設のお手続きに必要なもの	
お孫さま等の ご本人確認書類 (原本)	運転免許証、旅券(パスポート)、各種健康保険証、住民基本台帳カード等の公的書類 ※お孫さま等が未成年者の場合は、お手続きを代行していただく親権者さまのご本人確認書類および、 お孫さま等とその親権者さまの関係がわかる確認書類も合わせて必要となります。
お孫さま等のご印鑑	口座開設にあたり、お届けいただくご印鑑をご用意ください。
戸籍謄本·住民票 (原本)	祖父母さま等 (贈与者) がお孫さま等 (受贈者) の直系尊属であることがわかる戸籍謄本 (または抄本) または住民票の原本をご提出いただきます。 ※原本はお返しいたしません。
贈与契約書(原本)	あらかじめ書面にて祖父母さま等 (贈与者) とお孫さま等 (受贈者) との間で贈与契約を締結していただき、贈与契約書の原本をご提示いただきます。 ※契約書の締結日より2か月以内に、贈与資金を専用口座にお預け入れいただく必要がございます。 ※写しをとらせていただき、原本をお返しいたします。 ※お孫さま等が未成年の場合は、親権者さまの署名・捺印も必要です。 ※贈与契約書の書式は店頭にご用意しております。
教育資金非課税申告書	非課税措置の適用を受ける金額 (お預け入れ金額と同額となります) 等を記載していただきます。 ※店頭に用紙をご用意しております。また、国税庁のホームページからもダウンロードすることができます。

- ※手続き等の詳細につきましては、窓口でお問い合わせください。
- ※教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(租税特別措置法第70条の2の2)の適用商品となります。
- ※税務上等の取り扱いについては、税理士・税務署にご相談ください。

